

公共下水道工事に伴う土壌分析調査結果について

日頃、本町下水道事業の推進には格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度下水道工事を行っている下山口地区【葉山町公共下水道下山口地区管渠整備工事】において、建設発生土を処理するために土壌の検定を行ったところ、環境省が定める基準値を超えるヒ素及びセレンが検出されました。今後の対応につきましては、下記3のとおり進めてまいります。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. ヒ素、セレンが検出された地点及び検出された測定値

調査地点		ヒ素 基準値 0.01mg/ℓ以下	セレン 基準値 0.01mg/ℓ以下
No.1 調査地点	下山口 1742 番地先	0.110mg/ℓ	0.062mg/ℓ
No.2 調査地点	下山口 1739 番7 地先	0.045mg/ℓ	0.007mg/ℓ
No.3 調査地点	下山口 1737 番地先	0.028mg/ℓ	0.013mg/ℓ
No.4 調査地点	下山口 1701 番地先	0.026mg/ℓ	0.008mg/ℓ
No.5 調査地点	下山口 1576 番地先	0.024mg/ℓ	0.005mg/ℓ
No.8 調査地点	下山口 1740 番4 地先	0.019mg/ℓ	0.019mg/ℓ

2. 基準値について

検出されたヒ素・セレンの基準値は、「70年間、1日2ℓの地下水を飲用することを想定し、地下水の環境基準や水道水の水質基準と同様の考え方により、基準値が設定されている。」と「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（国土交通省）」に記載されています。

3. 今後の対応について

町では近隣の環境保全、工事作業員の安全を最優先した対応を行い、工事を実施していきます。本工事に伴い発生する建設発生土は、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者の処分場にて適正に処理いたします。

Q-1 今回どのような場所から検出されたのか。

A-1 今回検出された場所は、推進工法（立坑と立坑の間を地中で繋ぐ工法）の立坑（縦穴）を建設する際の建設発生土から検出されました。

検出された立坑の深さは、以下に示すとおりとなっています。

No.1 調査地点では、道路の面から -3.0m～5.0mの間

No.2 調査地点では、道路の面から -1.0m～5.0mの間

No.3 調査地点では、道路の面から -4.0m～5.0mの間

No.4 調査地点では、道路の面から -2.0m～5.0mの間

No.5 調査地点では、道路の面から -3.0m～5.0mの間

No.8 調査地点では、道路の面から -3.0m～5.0mの間

Q-2 今回検出されたヒ素やセレンについて

A-2 ヒ素やセレンは海岸が隆起した場所や火山灰の堆積した地層などに多く含まれていると云われ、一般的に自然界に存在しています。

そのため今回検出されたヒ素及びセレンは自然由来の物質であると思われます。

Q-3 今までの下水道工事では発生していないのか

A-3 葉山町の下水道は、平成4年から町内の長柄地区、堀内地区及び一色地区と工事を進めていましたが、過去にヒ素等の物質が基準値を超えて検出されたことはありませんでしたが、平成30年度現工事下流側（葉山公園入口交差点～御用邸前交差点）及び令和元年度現工事の下流側（葉山公園入口交差点～ハートセンター）を施工した際にも検出されております。

Q-4 今後の下水道工事で同様な深さを掘る工事は予定しているの

A-4 下山口地区につきましては、令和5年度までの下水道事業計画区域となっています。引き続き、町道下山口上山口線の平橋付近及び国道134号線沿いに長者ヶ崎方面の区域で同様な深さを掘る工事を予定しています。

今後も同様に検出された場合は、同じ対応をしていきます。

Q-5 今回の下水道工事の今後の作業方法、発生土及び汚泥の処分先は

A-5 掘削及び積み込み時には飛散防止対策を行い、本管の推進の際に発生する汚泥については、直接バキュームカーで吸引し、発生土も推進汚泥もその場に仮置きはせず直接搬出することにより、周囲の環境等への影響を防ぎ安全を確保します。発生土及び汚泥の処分先は、無害化できる施設を有した処分先に搬出します。